



## ごあいさつ

日頃より本市の復興への取り組みにご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。  
 今回は、意向調査のご報告や基準地積の決定の流れ等についてご案内いたします。



## お知らせ

### ◆意向調査（個別説明会及び調査票）を実施しました

6月25日(水)～7月6日(日)高砂証明発行センターにて個別説明会を開催しました。  
 また、併せて調査票による意向調査を実施し、皆様が所有されている土地ごとの換地に対するご意向を伺いました。ご協力いただきありがとうございました。  
 今後とも当区画整理事業へのご協力方よろしく願いいたします。

### ◆区画整理審議会委員の立候補者が定数と同数のため、投票は行いません

7月26日(土)～7月30日(水)立候補者の受付を行った結果、立候補いただきました候補者の数は下表のとおりとなりました。  
 なお、立候補者の数が委員の定数を超えませんでしたので、**8月10日(日)の選挙による投票は行わないこととなりました。**

| 種別         | 定数 | 立候補者数 |
|------------|----|-------|
| 宅地所有者の候補者数 | 7人 | 7人    |
| 借地権者の候補者数  | 1人 | 1人    |

### ◆埋蔵文化財本調査を進めています



昨年11月に確認調査を行いました埋蔵文化財包蔵地のうち、和田織部館跡について、本調査を進めています。

7月下旬に現地事務所を開設し、現地測量を開始しました。9月中の調査完了を目標に、現在、発掘調査を進めています。

一部、重機を用いた作業となりますので、安全には配慮いたしますがご協力をお願いいたします。

## ◆基準地積の通知

8月下旬～12月にかけて基準地積の通知を皆様へ送らせていただきます。

基準地積とは、換地設計<sup>(注)</sup>の基準となる皆様が現在所有している土地の地積（面積）を言います。

## ◆基準地積の決定方法

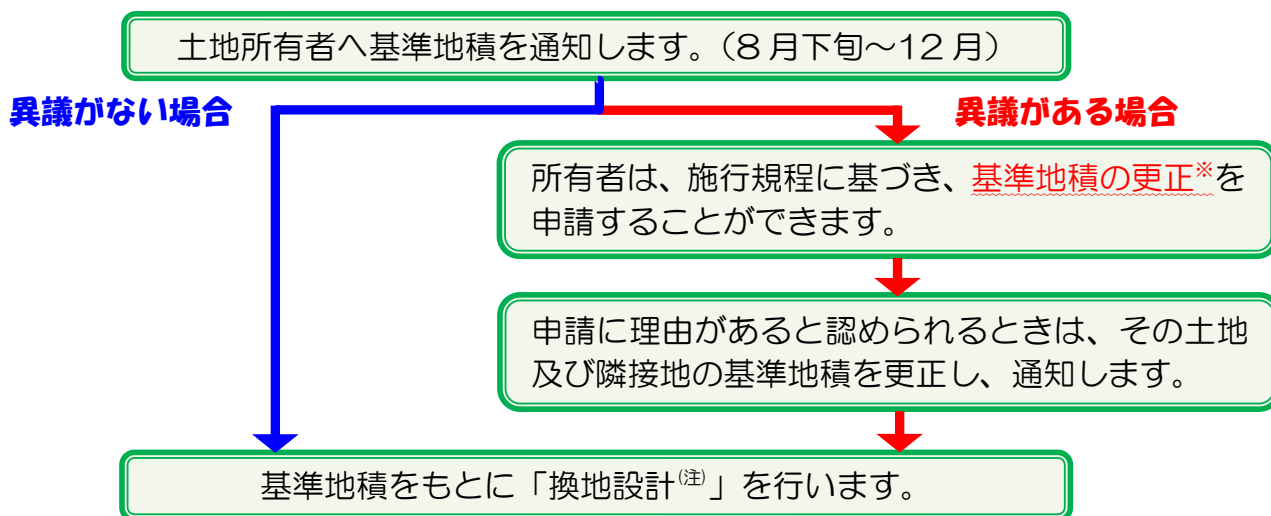
仙台市が実測をしたものを基準地積とします。

すでに送付させていただいている面積確認通知書と同様の面積となります。

- 防災集団移転促進事業で実測した土地は、その測量結果を基準地積とします。
- 上記以外の土地は、土地区画整理事業で実測した結果を基準地積とします。

(注) 実測に基づくため、登記簿記載の地積と異なる場合があります。

## ◆基準地積の決定の流れ



### ※基準地積の更正について

- 異議がある場合は、通知を受けてから **60日以内**に基準地積の更正を仙台市に申請することができます。
- 申請にあたっては、隣接する土地との境界について、隣接する土地の所有者から承諾を得たことを示す **実測図の提出**が必要となります。
- 更正の申請が認められる場合は、基準地積を申請に基づき更正し、改めて通知したのちに、換地設計<sup>(注)</sup>を行っていきます。

## ◆区画整理用語の解説「換地設計<sup>(注)</sup>」とは・・・

現在所有されている土地に対して、土地区画整理事業後の土地を「換地」といい、どのような換地を定めたらよいのか、その位置、形状、面積を計算して図面化、換地計画の案（仮換地指定の案）を作成する一連の作業を換地設計といいます。皆様の土地の位置や減歩率は、この換地設計を行うことではっきりしていきます。

## ◆区画整理だよりの送付について

この区画整理だよりは、事業地内に土地所有権や借地権を有している権利者の方と相続権利者の方及び郵送をご希望している方に発送しております。

